

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要

総務省自治税務局

1. 改正内容

課税上の取扱いに関する申立てが行われた場合における個人の住民税及び事業税の徴収猶予について、申請書に添付すべき書類を規定する。

2. 施行期日

平成 30 年 1 月 1 日